

青少年育成埼玉県民会議補助金交付要綱

(趣 旨)

- 第 1 条 県は、広く県民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年育成埼玉県民会議に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 3 この補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の適用を受ける。

(補助対象事業)

- 第 2 条 補助対象事業は、青少年育成埼玉県民会議が実施する事業（埼玉県青少年団体連絡協議会加入団体を実施する事業に対して補助金を交付する場合を含む。）のうち、別紙 1 のとおり知事が定める事業とし、その補助対象経費は補助事業に係る経費のすべてとする。

(補助額)

- 第 3 条 青少年育成埼玉県民運動事業費に係る補助額は会計年度毎に県が定める額とする。

(申請書の様式等)

- 第 4 条 規則第 4 条第 1 項の補助金の交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度 4 月 6 日とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第 4 条の 2 補助事業者は、別紙 2 に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする

(添付書類)

第5条 第4条の交付申請には、様式第2号及び様式第3号の事業計画並びに様式第4号の当該補助事業に係る歳入歳出予算事項別明細書を添付するものとする。

(添付書類の省略)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は四半期ごとの概算払いとし、請求書は別紙様式第6号のとおりとする。

(事業内容等の変更)

第9条 補助事業者は規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第7号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、補助対象経費のうち各事業ごとに20パーセント以内の増減とする。

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第11条 規則第13条の補助事業の成果を記載した報告書(以下「実績報告書」という。)の様式は、様式第8号のとおりとし、その報

告書の提出期限は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の3月31日とする。

- 2 前項の実績報告書には、様式第9号及び様式第10号の事業報告書並びに様式第11号の該当補助事業に係る歳入歳出決算事項別明細書を添付するものとする。

(書類の整理等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整理補完しておかなければならない。

- 2 前項の規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙 1

要綱第 2 条に規定する、知事が定める事業とは以下の事業とする。

- 1 インターネット対策のためのキャンペーン
- 2 青少年育成推進団体の委嘱
- 3 少年の主張大会の開催
- 4 青少年育成埼玉県民会議の運営

別紙 2

暴力団排除に関する誓約事項

私は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 年度青少年育成県民運動事業費補助金交付申請書

青埼会第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

住所

氏名 青少年育成埼玉県民会議
会 長 氏 名

このことについて、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 補助事業の目的 青少年の健全育成
- 3 補助事業の算出基礎 定 額
- 4 関係書類
(1) 事業計画書 様式第 2 号及び様式第 3 号
(2) 歳入歳出予算事項別明細書 様式第 4 号

様式第4号（第5条関係）

令和 年度歳入歳出決算事項別明細書

（歳入の部）

予 算 額			説 明
	区 分	金 額	
円		円	

（歳出の部）

予 算 額			説 明
	区 分	金 額	
円		円	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

住所

氏名 青少年育成埼玉県民会議
会 長 氏 名

様式第5号（第7条関係）

令和 年度青少年育成県民運動事業費補助金交付決定通知書

青 第 号
令和 年 月 日

青少年育成埼玉県民会議
会長 氏 名 様

埼玉県知事 氏 名

令和 年 月 日付け青埼会第 号で申請の令和 年度青少年育成県民運動事業費補助金については、下記のとおりとする。

記

- | | | | |
|---|------|--------|----|
| 1 | 交付金額 | 金 | 円 |
| 2 | 支払方法 | | |
| | | 令和 年 月 | 千円 |
| | | 令和 年 月 | 千円 |
| | | 令和 年 月 | 千円 |
| | | 令和 年 月 | 千円 |
| 3 | 条件 | | |

- (1) 補助金事業に要する経費の配分または補助の内容変更（軽微な変更を除く）をする場合や、補助事業を中止、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) この補助対象事業は、繰越を認められないので、事業実施の促進に留意し、原則として令和 年 3 月 31 日までに完了すること。

様式第6号（第8条関係）

令和 年度青少年育成県民運動事業費補助金概算払請求書

青埼会第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

住 所
申請者 名 称
代表者

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記の補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 今回請求額 円
- 3 残額 円
- 4 口座の種類等

金融機関名	支店（本店） 名	口 座 名 (○印をつける)	口座番号

口座名義人 _____

様式第7号（第9条関係）

令和 年度青少年育成県民運動事業変更（中止・廃止）承認申請書

青埼会第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

住所

氏名 青少年育成埼玉県民会議
会長 氏 名

令和 年 月 日付け青第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
令和 年度青少年育成県民運動事業について、下記のとおり変更（中止・廃
止）の承認を受けたいので、申請します。

記

1 理由

2 変更内容

（注）中止・廃止の場合は、2について記入を要しない。

様式第8号（第11条関係）

青埼会第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

住所

氏名 青少年育成埼玉県民会議
会 長 氏 名

令和 年 月 日付け青第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度青少年育成県民運動事業費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 円

2 補助金の事業実績額 円

3 関 係 書 類

（1）事業報告書 別添様式第8号及び様式第9号

（2）歳入歳出決算事項別明細書 別添様式第10号

様式第9号（第11条関係）

令和 年度青少年育成県民運動事業報告書

単位：円

事業名	事業概要	予算額	支出額

様式第11号（第11条関係）

令和 年度歳入歳出決算事項別明細書

（歳入の部）

予 算 額	収入済額	節		説 明
		区 分	金 額	

（歳出の部）

予 算 額	収入済額	節		説 明
		区 分	金 額	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

住所

氏名 青少年育成埼玉県民会議
会 長 氏 名